

募集要項

2025 年 4 月入学



学校法人 大原学園

福岡保育こども医療福祉専門学校

日本語 1 年制学科

※2025 年 4 月大原保育医療福祉専門学校福岡校より校名変更予定

1. 募集学科・定員

日本語 1 年制学科 4 月入学 入学定員 40 名（午前クラス 20 名、午後クラス 20 名）

2. 授業時間

■午前クラス 9:00～12:25 ■午後クラス 13:15～16:40

《カリキュラム（例）》

【4 月～9 月】（前期）

	時間帯	月	火	水	木	金
I	9:15～10:45	文法 I	文字語彙 I	文法 I	日本語能力試験対策 I	文法 I
	または 13:30～15:00				一般教養 基礎知識	
II	10:55～12:25	聴解 I	読解 I	会話 I	読解 I	作文 I
	または 15:10～16:40					

【10 月～3 月】（後期）

	時間帯	月	火	水	木	金
I	9:15～10:45	文法 II	文字語彙 II	文法 II	一般教養 基礎知識	文法 II
	または 13:30～15:00				選択必修 科目	
II	10:55～12:25	聴解 II	読解 II	会話 II	読解 II	作文 II
	または 15:10～16:40					

3. 出願資格

- ・母国の正規の教育課程に於いて高校（後期中等教育）の卒業資格を有する方で、かつ、12 年間以上の学校教育を修了し、日本の高等教育機関への入学の資格を有する方、またはこれに準ずる方。
- ・高校修了までの教育期間が 12 年に満たない場合、日本での大学等の高等教育機関への出願資格を満たしていないと見なされる場合があります。

詳しくは以下の日本学生支援機構（JASSO）サイトをご確認ください。

[留学を希望する方へ | 日本留学情報サイト Study in Japan](#)

- ・日本語能力試験 N 3 相当の日本語能力を有する方。
- ・経費支弁者（学費や生活費等の負担者）の支弁能力を証明できる方。

4. 出願方法

出願期間内に、本校又は本校指定の各地代理機関に出願申請書類を提出してください

【提出先】 学校法人大原学園 福岡保育こども医療福祉専門学校

〒812-0026 福岡県福岡市博多区上川端町 13-19

電話: +81-92-271-2942 / FAX: +81-92-262-1620

5. 出願申請書類の提出期限

2024 年 10 月 31 日まで

6. 出願者に対する入学選考について

筆記及び面接による試験、並びに書類審査で、総合的に可否の判断をします。

7. 学費

原則として、入学時は1年分の学費を一括納付していただきます。

納入期限	選考料	入学金	授業料	教材費	実習・演習費	合計
合格通知後	—	50,000	—	—	—	50,000
在留資格認定書交付後	—	—	580,000	30,000	40,000	650,000
合計	—	50,000	580,000	30,000	40,000	700,000

上記の他、出願申請書類提出時に選考料 30,000 円を徴収させていただきます。

8. 選考料及び入学金・授業料等の振込先

選考料は出願書類に添えて当校指定の代理機関に提出するか、下記の銀行口座へお振込ください。また、入学を希望される方の入学金及び在留資格認定書が交付されてからの授業料等につきましても、下記の銀行口座へ振り込んでください。

銀行口座：西日本シティ銀行 博多支店 普通口座 No. 1896624

口座名義：学校法人大原学園 大原保育医療福祉専門学校福岡校 校長 西村 幸夫

ガク) オハラガクエン オハラホイクイリョウフクセンモンガクツウカクカコウ コウチョウ ニシムラ ユキオ

銀行名：NISHI-NIPPON CITY BANK

支店名：HAKATA BRANCH

SWIFT CODE：NISIJPJT

口座番号：1896624

口座名義：GAKKOUHOUJIN OHARA GAKUEN

OHARA HOIKU IRYOU FUKUSHI SENMONGAKKOU FUKUOKAKOU

KOUCHOU NISHIMURA YUKIO

※全部書けない場合は、「GAKKOUHOUJIN OHARA GAKUEN」を書いてください。

受取人住所：13-19 Kamikawabatamachi Hakata-ku, Fukuoka city, Fukuoka, Japan

受取人電話：+81-92-271-2942

9. 出願時に必要な提出書類

	書類内容	備考	中国	ベトナム	ネパール	ミャンマー
1	入学願書	本校規定用紙 ※パソコン入力可、ただし、必ず本人がサインし捺印すること ※個人情報には必ず戸籍簿・身分証と一致すること ※学歴の学校名と所在地も詳しく記入すること	○	○	○	○
2	写真（6枚）	申請の三か月以内に撮影し、裏に名前と生年月日を記入したもの（縦4cm×横3cm） ※正面向、無帽、背面は無地で明るい色にすること	○	○	○	○
3	卒業証書 （学歴認証）	最終学歴の卒業証書原本または卒業証明書原本 ※中国の場合は、教育部による学歴認証もなるべく提出すること	○	○	○	○
4	成績証明書	最終学歴の学校が発行した在籍期間中の全年度の成績証明書 ※ネパールの場合は、HSEB 証明または大学成績証明 ※在学中の者は、現時点までの成績	○	○	○	○
5	在学証明書	在学中の者に限る ※申請時に卒業見込者は提出すること ※学校の住所と電話番号を必ず載せること	○	○	○	○
6	日本語能力証明書	日本語能力に関する試験の合格証または成績証明書	○	○	○	○
7	日本語学習証明書	日本語を150時間以上勉強したことを証明するもの ※なるべく詳しい記載があるもの（勉強時間・勉強内容等）	○	○	○	○
8	戸籍簿コピー	家族全員の記載のあるもの ※内容は最新情報で、願書の内容と一致すること ※更新できない事情がある場合、別途説明書類を提出すること	○	○	—	○
9	身分証コピー	申請者本人と経費支弁者のもの	—	○	○	○
10	親族関係証明書	申請者と経費支弁者との関係を証明するもの ※公的機関発行のもの	—	○	○	○

	書類内容	備考	中国	ベトナム	ネパール	ミャンマー
11	親族関係公証書	本人と経費支弁者の戸口簿は別々にあるものに限る ※公的機関発行のもの ※経費支弁者と申請者の氏名、性別、生年月日、現住所および関係を明記したもの ※氏名、住所等の情報は戸口簿と一致すること	○	—	—	—
12	経費支弁書	本校指定用紙 ※パソコン入力可、ただし、必ず本人がサインし、捺印すること ※経費支弁を引き受ける理由と支弁方法を具体的に記入すること	○	○	○	○
13	残高証明書	銀行が発行した原本 ※180 万円以上の金額（中国の場合は 250 万円以上）、六か月以上預金し、三か月以上定期預金 ※原則として、申請者本人名義は不可 ※地方銀行の使用はなるべく避ける	○	○	○	○
14	銀行出入金証明書	最近 3 年分の記録	—	—	○	○
15	在職証明書	職歴のある経費支弁者および申請者本人のもの ※入社日、担当職務等、会社の住所、電話番号、責任者サインと会社印を必ず明記すること	○	○	○	○
16	収入納税証明書	最近 3 年分の記録	○	○	○	○
17	貯金通帳のコピー	貯金額が確認できるもの ※株や金などを売買する領収書等も含む	—	○	—	—

※経費支弁者が日本の介護施設となる場合は一部書類が不用となります。

10. 出願・学費等の納付に関わる注意事項

- (1) 出願書類に不備がある場合、全ての書類が揃うまでは選考の対象となりません。
- (2) 提出頂いた出願書類は、卒業証書等の原本を除いて一切お返しできません。
- (3) 銀行送金手数料は送金人負担とさせていただきます。
- (4) 銀行送金手数料により学費等に不足額が生じる場合は、入学後直ちに不足額をお振込み頂きます。
- (5) 一旦納入して頂いた選考料・入学金・授業料等は原則として返金しません。

ただし、以下の場合には、選考料と入学金以外の返金が可能です。

- ①在留資格認定証明書は交付されたが、入国査証（ビザ）の申請を行わず、不来日の場合。ただし、在留資格認定証明書の原本と入学許可書の返却を条件とする。
- ②在留資格認定証明書は交付され入国査証（ビザ）の申請を行ったが、在外公館（日本国大使館・領事館等）で査証発給が認められなかった場合。ただし、在外公館において入国査証（ビザ）が発給されなかったことの確認と入学許可書の返却を条件とする。
- ③入国査証（ビザ）を取得したが、来日前に入学を辞退した場合。ただし、入国査証（ビザ）の未使用及び失効の確認と入学許可書の返却を条件とする。

11. 出願から入国までの流れについて

- (1) 出願に関する全ての書類を受け取ってから、入学許可に係る最終審査を行います。
- (2) 入学許可後、本校が福岡入国管理局に在留資格認定証明書の申請を行います。
- (3) 福岡入国管理局から在留資格認定証明書が交付されたら、直ちに入学金及び授業料等の納入手続きをしてください。
- (4) 入学金及び授業料等の入金を確認でき次第、本校から交付を受けた在留資格認定証明書の原本及び申請時にお預かりしていた卒業証書等の原本等をお送り致します。（直接郵送或いは代理店経由での返送となります。）
- (5) パスポート上の氏名が在留資格認定証明書上に記載されているものと一致しているか確認し、問題ない場合は日本大使館・領事館に入国査証（ビザ）を申請してください。
- (6) 入国査証（ビザ）が交付されたら、日本に入国してください。
- (7) 入国に際し、出入国審査カウンターで「在留カード」の取得申請を行う必要があります。必要であれば、「在留カード」の取得と同時に、資格外活動許可申請を行うことも可能です。

※ 取得できる入国査証（ビザ）は「留学」資格です。在留期限を越えて学習を続ける場合は、在留期間更新手続きが必要となります。

※ 日本に入国後、14 日以内に居住地を管轄する市区役所において、本人が転入の届け（住民票登録）や国民健康保険の加入を行う必要があります。